

平成 2 5 年 4 月 5 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 1 回 臨 時 会)

廿 日 市 市



第2回廿日市市議会議案説明書目次

報告第 2 号	専決処分につき承認を求めることについて 1
報告第 3 号	専決処分につき承認を求めることについて 3
報告第 4 号	専決処分につき承認を求めることについて 5



(報告第2号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、固定資産税及び特別土地保有税に係る改正規定が平成25年4月1日から施行されたことなどに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 固定資産税

ア 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る納税義務者の特例措置を廃止することとした。

イ 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その適用を受けることができる改修費用の下限額が引き上げられることに伴い、経過措置として従前の下限額で当該減額措置を受けることができる者が申告書に添付して提出すべき書類について整備することとした。

(2) 特別土地保有税

独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る納税義務者の特例措置を廃止することとした。

(3) 施行期日

平成25年4月1日

3 専決処分年月日

平成25年3月31日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(報告第3号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成25年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 地方税法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことなどに伴い、必要な規定の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

平成25年4月1日

3 専決処分年月日

平成25年3月31日

4 根拠法令

報告第2号説明書に同じ。



(報告第4号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成25年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1軽減する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置を講ずることとした。

(2) 施行期日

平成25年4月1日

3 専決処分年月日

平成25年3月31日

4 根拠法令

報告第2号説明書に同じ。

